

必ず裏面もご確認ください

団体医療保障一時金保険 ご契約・ご加入にあたっての留意事項

【無配当団体健康診断割引付医療保障一時金保険(団体型)】

病気やケガによる従業員の入院時の医療費負担等に
一時金で備えることを目的とした保険です。



所定の入院で
一時金を給付！



給付金の請求は
スマホで簡単！



保険料は
企業（団体）負担

加入の内容は、別途ご提供している「医療保障一時金保険についてのお知らせ」でご確認をお願いします。

給付金をお支払いする場合（支払事由）

お支払い する給付金	支払事由	支払額	支払限度
医療一時給付金	病気やケガの治療のために 「1日以上入院」をしたとき ※	その被保険者について 定められた給付金額	支払回数：1回の入院につき 1回支払い 通算限度：100回

- ※ 睡眠時無呼吸による入院（その診断または検査のための入院を含みます。）をした場合で、その入院の日数が2日以内、かつ、睡眠時無呼吸と医師により診断されなかったときは、契約日より取扱いが異なります。
- <契約日が2023年3月31日以前の場合>
支払対象となります。※2023年4月1日以降の中途加入者についても、支払対象となります。
- <契約日が2023年4月1日以降の場合>
支払対象となりません。

留意事項

共通	就業状況や健康状態によっては、ご加入いただけない場合がございます。
	保障期間中に「約款」に定める支払事由に該当しない場合、給付金のお支払いはできません。
	責任開始日より前にすでに生じていた傷害や疾病を原因とする場合、給付金のお支払いはできません。
	給付金のご請求は、契約者（企業・団体）を通じてのお手続きとなります。
入院について	1日以上入院とは、「日帰り入院」を含みます。「日帰り入院」とは、入院日と退院日が同一である入院のことです。支払対象の「入院」に該当するかどうかは、入院基本料の支払有無等を参考に第一生命が判断します。
	給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合、給付金が支払われる最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内に開始した入院は、それらの入院が同一の原因によるものであるか否かにかかわらず、「1回の入院」とみなします。例えば、それぞれの入院の原因が病気とケガであった場合でも「1回の入院」とみなします。
加入・増額 について	加入・増額にあたって、企業(団体)が既に知っている情報の範囲で一括して告知を行います。加入・増額できない場合は、企業(団体)のご担当部署より連絡いたします。
	一定期間給付金のお支払いができない部位がある場合は、その期間・部位についてマイページより、必ずご確認くださいませようお願いします。

給付金ご請求の手続きの流れ

企業(団体)ご担当者さまあてに申し出

企業(団体)ご担当者さまより
URL・ID・パスワードの通知

※加入時に通知済みの場合は不要

従業員さまよりスマートフォン等でマイページへログイン
必要情報の入力

スマートフォン等で撮影した必要書類を
Webでご提出

企業(団体)ご担当者さまによる承認

お手続きの完了
第一生命よりマイページにご連絡

従業員さまの口座で直接
給付金のお受け取り

従業員さまよりWebで手続きが行えます



<事前に準備いただく必要書類>

加入後2年以内の 病気による請求	所定の診断書※ ※写真データをアップロード
上記以外	領収書 ※写真データをアップロード

※診断書はマイページ内でダウンロード可能です。

給付金をお支払いできない例

- ・責任開始日より前に発病していた病気、または発生した不慮の事故によるケガを原因とする場合
- ・病気やケガの治療を目的としたものでない場合
(美容上の処置、正常分娩、病気を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等)
- ・免責事由に該当した場合
- ・特定疾病・部位不担保の条件付きの場合は、所定の期間、身体の特定の部位・臓器に生じた疾病に対する治療の場合
- ・「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合
- ・企業(団体)から第一生命に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に給付金の支払事由に該当した場合

マイページのアクセス方法

下記URL・二次元コードから、ログイン画面へ進んでください。加入・契約変更日以降にアクセス可能となります。

URL
https://accounts.daiichihd.com/auth/danpo-4/personnel/main/

<二次元コード>



<マイページの主な機能>

- ・加入内容のご確認
- ・給付金のご請求手続き
- ・第一生命からのお知らせ配信

※ログインに必要なID・パスワードは事前に団体ご担当者さまへご確認をお願いします。

給付金の請求方法・マイページのアクセス方法詳細については別途団体さまへご提供している「加入者用操作マニュアル」でご確認をお願いいたします。

<引受保険会社>

第一生命保険株式会社

C25-213-0062 (2025.4.18)

うら

- この資料は無配当団体健康診断割引医療保障一時金保険(団体型)の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。上記内容は、将来、変更(給付金額の減額、解約等)する場合があります。
- この資料に記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者に配付されています。
- 第一生命の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、第一生命の口座以外へ振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません。(第一生命の委託先代理店も同様です。)